

2 . 第三者契約に関する標準

0.91 版

----- 取扱注意事項 -----

特定非営利活動法人日本ネットワーク・セキュリティ協会（JNSA）のセキュリティポリシーワーキンググループにて作成した「情報セキュリティポリシーサンプル」（以下、ポリシーサンプル）をご参照、ご利用される場合、以下の事項に従ってください。

1. 公開の目的

- 1-1. セキュリティポリシーを作成する際の参考
- 1-2. 既存のセキュリティポリシーとの比較によるレベル向上
- 1-3. 既存のセキュリティレベルの大きな把握

2. ご利用にあたっての注意事項

- 2-1. ポリシーサンプルの著作権は、NPO 日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）に属します。
- 2-2. ポリシーサンプルへのリンクは、JNSA 事務局（sec@jnsa.org）への一報をもってフリーです。
ただしリンクには必ず JNSA サイトのトップページ(<http://www.jnsa.org/>)を指定してください
- 2-3. ポリシーサンプルの全文もしくは一部を引用する場合には、必ず引用元として「JNSA セキュリティポリシーWG 作成ポリシーサンプル」を明記して下さい。営利目的、非営利目的の区別はありません。

ポリシーサンプルの全部あるいは一部をそのまま、ご使用いただく場合：

【出典】「情報セキュリティポリシーサンプル(0.91 版)」

NPO 日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA) <http://www.jnsa.org/>

ポリシーサンプルを一部加工して、ご使用いただく場合：

【参考文献】「情報セキュリティポリシーサンプル(0.91 版)」

NPO 日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA) <http://www.jnsa.org/>

- 2-4. ポリシーサンプルを利用したことによって生ずるいかなる損害に関しても JNSA は一切責任を負わないものとします。
- 2-5. 本ポリシーサンプルを報道、記事など、メディアで用いられる場合には、JNSA 事務局にご一報ください。

3. ご意見等連絡先

ポリシーサンプルに関するご意見・ご感想・ご質問等がありましたら、JNSA 事務局まで E-Mail にてご連絡ください。ただし勧誘、商品広告、宗教関連、チェーンメールの E-Mail はお断りします。

また、E-Mail にファイルを添付する場合は、添付するファイルをアンチウイルスソフトウェア等で予め検査を行ってください。

URL : <http://www.jnsa.org> E-Mail : sec@jnsa.org

2 . 第三者契約に関する標準	3
2 . 1 趣旨	3
2 . 2 対象者	3
2 . 3 対象システム	3
2 . 4 遵守事項	3
2 . 4 . 1 委託契約に盛り込むべき事項	3
2 . 4 . 2 機密保持に関する事項	3
2 . 4 . 3 情報管理に関する事項	3
2 . 4 . 4 品質管理に関する事項	4
2 . 5 例外事項	4
2 . 6 罰則事項	4
2 . 7 公開事項	4
2 . 8 改訂	4

2 . 第三者契約に関する標準

2 . 1 趣旨

本標準は、当社の業務を外部の業者に委託し、実施する場合の契約における問題および委託作業時の問題を未然に防ぐことを目的とする。

2 . 2 対象者

購買担当および委託業者との窓口となるすべての従業員

2 . 3 対象システム

委託業務で使用するすべてのもの

2 . 4 遵守事項

2 . 4 . 1 委託契約に盛り込むべき事項

(1) 購買担当者および委託業者との窓口となる者は、委託業務の仕様以外に以下の契約事項を盛り込まなければならない。

- ◇ 機密保持に関する事項
- ◇ 情報管理に関する事項
- ◇ 品質管理に関する事項
- ◇ その他、必要性のある事項

2 . 4 . 2 機密保持に関する事項

(1) 委託業者は、当社の業務で知り得た情報を第三者に開示してはならない。

2 . 4 . 3 情報管理に関する事項

(1) 委託業者は、当社の業務を行うにあたって情報管理責任者を明確にしなければならない。

- (2) 委託業者は、当社の業務を行うにあたって入手した情報を適切に管理しなければならない。
- (3) 委託業者は、入手した情報をリストアップし、常に授受の状況を明確にしなければならない。
- (4) 委託業者は、入手した情報を閲覧・利用できる者を特定し、明示しなければならない。

2 . 4 . 4 品質管理に関する事項

- (1) 委託業者は、スケジュールに従った作業を実施し、途中経過における進捗状況を明確にしなければならない。
- (2) 委託業者の品質管理のために実施する事項を明確にしなければならない。

2 . 5 例外事項

業務都合等により本標準の遵守事項を守れない状況が発生した場合は、情報セキュリティ委員会に報告し、例外の適用承認を受けなければならない。

2 . 6 罰則事項

本標準の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を課せられる場合がある。罰則の適用については『罰則に関する標準』に従う。

2 . 7 公開事項

本標準は対象者にのみ公開するものとする。

2 . 8 改訂

・本標準は、平成××年××月××日に情報セキュリティ委員会によって承認され、平成××年××月××日より施行する。

- ・ 本標準の変更を求める者は、情報セキュリティ委員会に申請しなければならない。情報セキュリティ委員会は申請内容を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知しなければならない。

- ・ 本標準は、定期的（年1回）に内容の適切性を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知しなければならない。